

## 総合事業対象者（要支援者等）料金表

### 訪問介護相当サービス

基本料金		1割負担	2割負担	3割負担
1週あたりの標準的な回数を定める場合	週1回程度(要支援1.2)	1,275円/月	2,550円/月	3,825円/月
	週2回程度(要支援1.2)	2,547円/月	5,093円/月	7,639円/月
	週2回を超える程度(要支援2)	4,040円/月	8,080円/月	12,120円/月
1カ月当たりの回数を定める場合(上限あり)	標準的なサービス	312円/月	623円/月	934円/月
	20分～45分の生活援助	194円/月	388円/月	582円/月
	45分以上の生活援助	239円/月	477円/月	716円/月
	短時間の身体介護	177円/月	354円/月	530円/月

### 訪問型サービスA

基本料金		1割負担	2割負担	3割負担
1カ月当たりの回数を定める場合	20分～45分の生活援助	194円/回	388円/回	582円/回
	45分以上の生活援助	239円/回	477円/回	716円/回

※夜間(午後6時～午後10時まで)又は早朝(午前6時～午前8時)のサービスについては、所定単位数の100分の25が加算され、負担割合に応じて自己負担が増額します。

※深夜(午後10時～午前6時まで)のサービスについては、所定単位数の100分の50が加算され、負担割合に応じて自己負担が増額します。

#### 【特定事業所加算】

特定事業所加算(Ⅱ) 所定単位数に100分の10が加算されます。

#### 【介護職員等処遇改善加算】(Ⅰ)

一ヶ月の利用単位数に介護職員等処遇改善加算として24.5%が加算されます。

#### 【同一建物等居住者にサービス提供を行う場合】

①事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する者。当該建物利用者の総数が1月あたり20人以上の場合(×90/100減算)

②上記建物の内当該建物利用者の総数が1月あたり50人以上の場合(×85/100減算)